

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（株式会社RIMARSH）は毎事業年度終了後、派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。

許可番号：派10-300389

事業所名：株式会社RIMARSH

1. 派遣事業所に関する情報

派遣労働者の数（2026年6月1日現在）	130名
派遣先事業所の数（2025年6月1日現在）	13社
労働者派遣に関する料金の額の平均額	¥13,545（1日8時間相当・全業種平均）
派遣労働者の賃金の額の平均額	¥9,712（1日8時間相当・全業種平均）
マージン率【(-) ÷ 】	28.30%
マージン率に含まれるもの	法定福利費（厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険など） 福利厚生費（定期健康診断、年次有給休暇取得など） 教育訓練費（キャリアアップに資する教育訓練など） 経営運営費（労務管理、募集採用、社宅、社有車費用など） 営業利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する情報

実施計画					
教育訓練種別	対象者	実施方法	実施主体	費用負担	給与支給
入職時等基礎的	雇入時	OFF-JT	派遣元	無し	有り
職能別	派遣中	OFF-JT	派遣元	無し	有り
階層別	派遣中	OFF-JT	派遣元	無し	有り
キャリア・コンサルティング相談窓口		本社：群馬県邑楽郡大泉町吉田2466-20岡部ビル2階北側 担当：田沼次郎 メール：J-tanuma@rimarsh.co.jp			

3. 同一労働同一賃金に関する情報（労働者派遣法第30条の4第1項）

待遇決定方法	労使協定方法
労使協定の有効範囲	派遣先業務に従事する全従業員
労使協定の有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日